



# ほっかい

水とふれあい通信

◇発行者／岩見沢市6条西7丁目 北海土地改良区

TEL (0126) 22-2400 FAX (0126) 22-8012

URLアドレス <http://www.midorinet-hokkai.jp>

◇印刷／弘文社印刷株式会社 岩見沢市5条東11丁目

## 「新しい生活様式」と「新北海道スタイル」を実践しています。

私たちは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

「6つの習慣化」に取り組みます！



- ① 事務所内の窓やドアを開け定期的な換気を行う



- ② 人と人との接觸機会を減らす

- ・身体的距離(2m程度)の確保
- ・不要不急の打合せ、会議等を減らす



- ③ マスクの着用、こまめな手洗いうがいの徹底



- ④ 事務所入退所時にアルコールによる手の消毒をする



- ⑤ 出勤時の体温測定等、体調管理を徹底する



- ⑥ 来訪者の方にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます

北海土地改良区

『当区も新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底しております！』

## 主な内容

令和2年通常総代会開催	2~3
令和2年度事業計画	4
令和2年度予算等の概要	5~8
各種表彰・人事通信ほか	9~13
用水路転落事故防止について	14

改良区の現況	
地区面積	33,175ha
組合員数	1,941人
平成31年4月対比	△64人
令和2年4月1日現在	

第101号

## 令和二年 通常総代会開催



北海土地改良区理事長  
尾 田 則 幸

令和2年通常総代会が、新型コロナウイルス感染症対策のため農水省の通知により特例で書面による議決権行使を併用し、3月19日北海土地改良区本部事務所2階会議室において総代13名の出席（書面議決書による議決91名）を得て開催され、議長に中西幸一氏（赤平市・第1区）、議事録記名人に新吾勝美氏（美唄市・第2区）、鎌田義彰氏（岩見沢市・第3区）を各々選出し、報告3件、議案47件について慎重審議の結果、原案通り承認決定されました。

なことについては自粛をして頂きたいという旨の通達があつた訳であります。当初、我々の改良区の定款には書面議決というような規定がございません。そういった意味で内部で色々と協議をしてきたところであります。今お話をあつた通り3月に入つてから農水省より書面議決での規定のない改良区においても今回限り特例で書面議決でよいという通達がありましたので、こういったかたちでの総代会を開催させて頂くということで総代の皆様に文書を送つてその旨ご理解を頂いたということです。今日はこういったことで最小限の人数での総代会を開催することになりました。大変忙しい中、出席を頂きました総代の皆さん、そして書面でご協力頂いた総代の皆様に改めて感謝と御礼を申し上げます。

さてご存知の通り、昨年も非常に雪が少なくて、夏も雨が少なくて干ばつということでした。私どもも水のやりくりに非常に苦労をしたところであります。ただ今年はそれよりもまだまだ雪も少なく、そして冬の間中においても雨が結構降った日が多くて、雪解けが非常に進んでいるということであります。そういうた意味ではこれから通水に向けて今から大変な心配をしているところであります。こういった状況は北海道だけでなく東北、北陸といった地域も非常に水の心配があるということであります。ただ、北海道においては年明け早々からこの少雪に対する対策として當農技術等連絡会議ということで関係6団体が寄つて、改めましておはようございます。総代の皆様方にはそれ年度末を控えて何かどこ予定があつて大変お忙しい中を出席頂きました。大変ありがとうございます。また、日頃より総代の皆様方につきましては改良区の事業運営に対しまして特段のご支援、ご協力を賜っておりますことにつきましても改めて心から感謝と御礼を申し上げます。

ご存知の通り、日本国内だけではなく、世界的に新型コロナウイルスが拡大中であります。そういった中で今回の通常総代会を開催するにあたりまして、国や道から大勢の会議あるいは宴会を含むよう

常に苦労しながら何とか通水が出来た訳でありますから、そういったことを踏まえながら組合員を始め支線長さん、区長さん等色々な関係者の皆さんのが協力を得ながら何とかしっかりと通水に向けて対策を講じてやつていただきたいというふうに思つております。関係する皆様方の改めてのご支援ご協力を頂くところであります。

さて農業農村整備事業の予算の関係についてですが、ご存知の通り、令和2年度の今年の予算については今日の新聞を見ますと、参議院でこの27日に本会議で採決をするということになりますので、その段階では確定的に決定ということであります。そういった中で昨年の令和元年度の予算よりも少し増えた中で今年度も全国レベルで言いますと六五一五億円の予算措置がされるということになりますから、それなりに北海道も予算がしっかりと付くというようなことで期待をするところであります。この予算を皆様方の農地整備あるいは農業水利施設の整備にしっかりと使って頂いて、良いものが出来るようにまた我々もしっかりと頑張って参りたいと思っておりますので改めて協力のほどよろしくお願いを申し上げたと思います。

新型コロナウイルスが国内は元より、世界中へ拡大をしております。一日でも早いワクチンの開発を一日でも早い収束を願うところであります。また本年も災害のない、そして豊穣の出来秋を迎えられますよう期待を致すところであります。

さて、本日の総代会の議案につきましては報告事項3件、議案事項47件ということであります。慎重審議をよろしくお願い申し上げて簡単であります。総代会にあたつての「挨拶に代えさせて頂きます。どうぞよろしくお願い致します。

## 提案された案件は次のとおり

### 報告事項

- 第1号 令和元年度 財産(土地)の報告について
  - 第2号 令和元年度 財産(権利)の報告について
  - 第3号 監査報告について
- 議案事項**
- 第1号 令和元年度 土地の取得について
  - 第2号 令和元年度 土地の処分について
  - 第3号 令和元年度 地上権の抹消について
  - 第4号 令和元年度 換地清算金の取扱いについて  
(変更)
  - 第5号 令和元年度 国営事業負担金の変更について
  - 第6号 令和元年度 道営事業分担金の納入変更について
  - 第7号 令和元年度 道営事業分担金に対する農林漁業資金の借入変更について
  - 第8号 令和元年度 水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の借入変更について
  - 第9号 令和元年度 団体営土地改良事業の施行変更について
  - 第10号 令和元年度 団体営土地改良事業に対する農林漁業資金の借入変更について
  - 第11号 令和元年度 地区除外決済金等積立金の費消変更について
  - 第12号 令和元年度 職員退職給与積立金の費消変更について
  - 第13号 令和元年度 国営負担積立金の費消変更について
  - 第14号 令和元年度 道営負担等積立金の費消変更について
  - 第15号 令和元年度 財産・維持管理調整資金積立金の費消変更について
  - 第16号 令和元年度 北海土地改良区一般会計第3回収入支出補正予算について
  - 第17号 令和2年度 事業計画の設定について
  - 第18号 令和2年度 道営土地改良事業の施行申請について
  - 第19号 令和2年度 換地清算金の取扱いについて
  - 第20号 令和2年度 国営事業負担金について
  - 第21号 令和2年度 道営事業分担金の納入について
  - 第22号 令和2年度 道営事業分担金に対する農林漁業資金の借入について
  - 第23号 令和2年度 水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の借入について

- 第24号 令和2年度 経営安定対策基盤整備緊急支援事業の実施について
- 第25号 令和2年度 中心経営体農地集積促進事業の実施について
- 第26号 令和2年度 事業負担金対策の借入について
- 第27号 令和2年度 土地改良施設維持管理適正化事業並に施設改善対策事業の申請及び拠出について
- 第28号 令和2年度 土地改良施設維持管理適正化事業並に施設改善対策事業の施行について
- 第29号 令和2年度 団体営土地改良事業の施行について
- 第30号 令和2年度 団体営土地改良事業に対する農林漁業資金の借入について
- 第31号 令和2年度 財産処分積立金の費消について
- 第32号 令和2年度 地区除外決済金等積立金の費消について
- 第33号 令和2年度 国営負担積立金の費消について
- 第34号 令和2年度 道営負担等積立金の費消について
- 第35号 令和2年度 財産・維持管理調整資金積立金の費消について
- 第36号 令和2年度 一時借入金について
- 第37号 令和2年度 歳入金の預け先金融機関について
- 第38号 令和2年度 北海土地改良区賦課金課率及び徴収時期・方法について
- 第39号 令和2年度 農地転用等の土地に対する決済金の徴収について
- 第40号 令和2年度 地区加入金の徴収について
- 第41号 令和2年度 役員等の報酬額について
- 第42号 北海土地改良区定款の一部改正について
- 第43号 北海土地改良区規約の一部改正について
- 第44号 北海土地改良区地区除外等処理規程の一部改正について
- 第45号 北海土地改良区利水調整規程の設置について
- 第46号 北海土地改良区令和2年度配水計画の策定について
- 第47号 令和2年度 北海土地改良区一般会計収入支出予算について

# 令和2年度事業計画の概要

本年度、事業計画の柱として次の3項目を重点事項と位置付け、精力的に推進して参ります。

## 第1. 農業農村整備事業の計画的推進

### (一) 国 営 事 業

本年度、かんがい排水事業継続の北海地区、幌向川二期地区の推進に万全を期して参ります。

また、農地再編整備事業においては、美唄茶志内地区及び美唄地区と併せ、新規着工となる岩見沢北村地区の推進に万全を期して参ります。

### (二) 道 営 事 業

本年度「農業競争力基盤強化特別対策事業」(第5次パワーアップ事業、平成28年から令和2年までの5年間実施)の下、最大限の負担軽減を図り、新規(調査9地区・着工2地区)を含め、49地区を実施します。

## 第3. 次期中期5カ年計画への取り組み

本年度で終了する第5次中期5カ年計画(平成28年から令和2年)の着実な推進と、次期中期5カ年計画(令和3年から令和7年)に取り組む事により今後の運営基盤の強化と負担軽減の早期効果発現に努めます。

## 第2. 地域資源の適正な保全管理

### (一) 地域との連携強化

水と土を守り育ててきたこれまでの役割に加え、ふるさとの歴史や文化の継承、環境・景観の形成など多面的な機能を果たしている豊かな農村環境と貴重な資源を、次の世代に引き継いでいくためにも、その有効活用と適切なる保全管理に、更なる地域との連携と協力をいただき進めて参ります。

- ・国営造成施設管理体制整備促進事業  
(平成30年から令和4年)
- ・多面的機能支払制度  
(平成31年から令和5年)
- ・21世紀土地改良区創造運動  
(土地改良区の啓発普及活動)

## 土地改良事業償還金について

土地改良事業償還金について確認したい方は下記担当部署に連絡下さい。

※事業継続地区は、最寄りの各土地改良センター担当者に問合せ下さい。

### ◎連絡先 北海土地改良区

#### ○賦課調整課

岩見沢市6条西7丁目1番地  
☎ 0126-22-2400

#### ○砂川事業所

砂川市三砂町12番地  
☎ 0125-52-2006

#### ○美唄事業所

美唄市東5条南7丁目  
☎ 0126-62-2177

#### ○南幌事業所

空知郡南幌町北町2丁目2番14号  
☎ 011-378-2540

# 令和2年度予算の概要

**総額 5,564,000千円とする！**

## 令和2年度 一般会計予算書

収入			(単位:千円)	支出			(単位:千円)
款	予算額	説明		款	予算額	説明	
賦課金	2,091,929	経常賦課金 特別賦課金 事業賦課金	1,406,856 665,782 19,291	一般管理費	607,250	役員人件費 交際費用 需用料 使備料 當選品 議会品 選舉品	471,950 1,600 56,178 15,704 33,385 24,906 3,526 1
使用料	10,740	契約使用料 許可使用料	3,135 7,605	當造物管理費	1,080,118	首工管理費 頭貯水池管理費 溝路管理費 揚水機管理費 交付金・助成金 適正化事業費 非補助事業費 抛出管 理諸費	19,395 16,589 113,906 516,917 52,130 222,200 1 49,723 89,257
補助金 及び 助成金	1,249,462	補助金 成付金 交付金	254,374 814,395 180,693	土地改良事業費	501,990	団体當事業費 補償工事業費 受託事業費	431,681 1 70,308
財産収入	7,601	財産運用収入 (預金利子、配当金、財産貸付等)		諸税 及び 負担金	1,751,879	諸國當負担金 道當分担金 その他事業負担金	7,320 3,610 1,729,401 11,548
受託 及び 補償金	70,309	受託金 補償金	70,308 1	繰出金	261,098	財産繰出金 積立金繰出金 特定積立繰出金	2,396 50,455 208,247
繰入金	381,402	基本財産繰入金 積立金繰入金	600 380,802	償還金	1,264,311	農林漁業資金償還金 長期借入金償還金 繰上償還金	326,714 407,655 529,942
借入金	1,444,402	農林漁業資金借入金 長期借入金	1,106,450 337,952	諸支出金	45,354	財産取得費 厚生管理費 一時借入金利息 事業推進費 団体負担金 諸費	602 1,535 2,000 1,800 4,537 34,880
諸収入	184,155	諸収入		換地費	44,000	道営換地処分納入金 道営換地処分清算金	22,000 22,000
換地費	44,000	道営換地清算金収入 道営換地徴収金	22,000 22,000	予備費	8,000		
繰越金	80,000	前年度繰越金		支出合計	5,564,000		
収入合計	5,564,000						

**令和元年度 第3回補正予算可決**

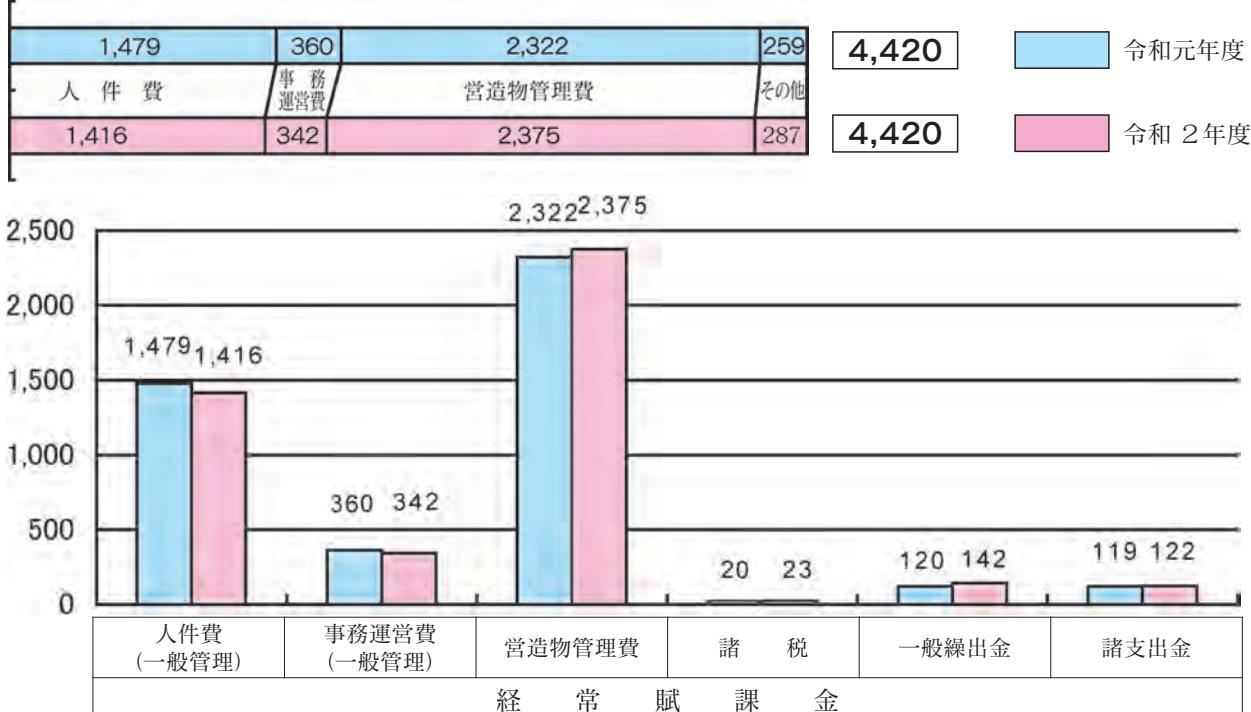
**一般会計 23,600千円増額！**

令和2年通常総代会において、各種事業の変更等を主たる要因として23,600千円増額し  
総額6,024,000千円とする第3回補正予算を可決した。

## 令和2年度の賦課金について

**経常賦課金(地積割) 4,420円で決定!**

①令和元・2年度 10a当たり経常賦課金内訳 (単位:円)



②特別賦課金（一般償還賦課金）/10a当たり

区分	償還賦課金（地積割分）	徴収区分及び納期
一般地区(A)	1,500円 北海地区・中村地区	第2期 100% (11/15)
一般地区(B)	2,000円 三笠地区(前田・小野・鈴木の沢区域)・栗沢地区	
一般地区(C)	3,000円 岩見沢地区	
共通地区	600円 奈井江地区・三笠地区(ヌッパ・仙太郎区域)・南岩見沢地区・東栗沢地区	

※国営造成施設管理体制支援事業の支援額の一部を第2期経常賦課金に充当する事とし10アール当たり次の通り減額して徴収するものとします。・田～400円・畑かん地区(用排100%)～80円・畑かん地区(排水25%)～20円

※北海地区については、積立金対応により300円減額(平成23年度以降の加入・地区編入を除く)。

※三笠地区・南岩見沢地区・東栗沢地区については、一部積立金にて対応。

### 賦課金の納期納入にご協力を!

令和2年度賦課金の徴収期日は、下記の通りとなります。納期までに納入して下さい。

◎第1期 6月15日～7月15日 (経常賦課金の70%)

◎第2期 10月15日～11月15日 (経常賦課金の30%及び特別賦課金)

賦課金納入等についての問い合わせは、**賦課調整課・各事業所**にお願いします。

## 令和2年度の農地転用決済金

決済金は土地改良区に賦課金を納めている土地を水田以外の目的に使用する場合は地区除外の申請をする事になっております。その時に納めていただく事となる金額です。

### 決済金とは

- ①土地改良事業により、土地改良区が負担する事になっている負担金
- ②事業負担金の内、借入れをしている分の償還金
- ③土地改良施設の維持管理費の面積減少分（基準維持管理費の20年分）を合計したものです。  
但し、条件により下記減免措置が適用されます。詳細についてはお問い合わせ願います。

地区名	区域	決済金	減 免 措 置			
			土 地 改 良 施 設 敷 地	組合員の営農に 要する敷地	一般畑に用途変 更する場合	農業団体が必要 とする敷地
北 海	全地区	126,910	0	25,920	61,260	76,410
中 村	全地区	128,150	0	27,160	62,500	77,650
三 笠	前田、小野、 鈴木の沢	135,850	0	34,860	70,200	85,350
	ヌッパの沢、 仙太郎の沢	123,680	0	22,690	58,030	73,180
	岡本の沢、 吉備用水、青山	100,990	0	0	35,340	50,490
岩見沢	全地区	131,180	0	30,190	65,530	80,680
南岩見沢	全地区	123,680	0	22,690	58,030	73,180
栗 沢	全地区	131,400	0	30,410	65,750	80,900
東栗沢	全地区	123,680	0	22,690	58,030	73,180
奈井江	全地区	123,680	0	22,690	58,030	73,180

尚、次の事項に該当する場合は、上記決済金とは別に精算をすることになります。

- |                       |                            |
|-----------------------|----------------------------|
| 1. 当年度賦課金(1期・2期)      | 4. 償還残元金(個人別負担分)           |
| 2. 過年度賦課金の未納額         | 5. 農地転用特別決済金(補助金返還)        |
| 3. 国営事業負担残元金(事業完了地区分) | 6. その他協議により負担をする事となった場合の金額 |

### 《地区除外決済金の取扱いについて》

- ◎地区除外により畦畔等の移動があり田区の面積が減になった場合は、田区の減になった面積に単価を乗じて決済金を算出します。
- ◎地区除外により畦畔等の移動がなく、田区の面積に変更がなかった場合は、決済金は納めないで地区除外とし賦課面積の変更もないものとします。
- ◎田面積の変更等については、地区除外申請時に聴き取りをします。

(変更の手続きは、賦課調整課、各事業所にてお願いします。)

※年度内(3月末)までに手続きをしないと、翌年の賦課金がかかってしまいますので、必ず手続きするようお願い致します。

# 令和2年度の主な事業

## 1. 国営土地改良事業

(単位：千円)

事業名	地区名	事業費	主たる事業量(当区関連)
かんがい排水事業	北海	3,220,000	北海幹線用水路 L=1,720m 岩見沢幹線用水路 L=580m 測量調査設計等～1式
かんがい排水事業	幌向川二期	400,000	金子幹線用水路 L=600m 幌向川右岸幹線用水路 L=300m 測量調査設計等～1式
農地再編整備事業	美唄茶志内	2,500,000	区画整理 A = 110ha 支線用水路 L=226m 測量調査設計等～1式
農地再編整備事業	美唄	2,650,000	区画整理 A = 118ha 揚水機場 N=1ヶ所 支線用水路 L=2,246m 測量調査設計等～1式
農地再編整備事業	岩見沢北村	200,000	測量調査設計等～1式
計	5	8,970,000	

## 2. 道営土地改良事業

(単位：千円)

事業名	地区数	事業費	地区名
水利施設等保全高度化事業	10	1,607,415	大富、親和、中美、小西、二幹川第2、沼乙(調査計画～大富20号、二幹川第3)(保全計画～中村第1、中樹林第5)
農村地域防災減災事業	3	91,155	峰延1、峰延2(調査計画～三笠)
農業競争力強化農地整備事業	36	11,278,405	茶志内東1、茶志内東2、大富第1、大富第2、大富第3、大富第4、北美唄、進徳一心第1一期、進徳一心第1二期、進徳一心第2一期、進徳一心第2二期、峰延第1一期、峰延第1二期、峰延第2一期、峰延第2二期、豊葦第1、砂浜西、西川西、西川南、越前西、越前東、赤川、中幌向一期、中幌向二期、上幌向第2、二号ため池、砂浜東第1、砂浜東第2、西幌、三重、鶴城一期、鶴城二期(調査計画～高島東、豊葦第2、クッタリ南、曉第1)
計	49	12,976,975	

## 3. 団体営土地改良事業等

(単位：千円)

事業名	地区数	事業費	地区名
国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)	1	159,994	北海
農業水路等長寿命化・防災減災事業	6	87,050	金志、栗部、北斗、宝水、上志文、北村美唄達布
計	7	247,044	

## 4. 営造物管理費

(単位：千円)

区分	金額	内訳
頭首工管理費	19,395	補修・保守費 9,420、賃金等 5,740、電気料 3,510、その他 725
貯水池管理費	16,589	補修・保守費 11,040、賃金等 2,440、電気料 1,120、その他 1,989
溝路管理費	113,906	補修・保守費 107,570、賃金等 1,713、電気料 1,600、その他 3,023
揚水機管理費	516,917	機電・機場・導水費 63,160、賃金等 55,641、電気料 375,100、その他 23,016
下部交付金・助成金	52,130	分水区運営・支線組合交付金 23,960、支線組合工事助成費 21,920、電気料助成費 6,250
適正化事業費	222,200	適正化事業費 164,400、施設改善対策事業費 57,800
非補助維持管理事業費	1	溝路対象事業費 1
拠出金	49,723	適正化事業 39,451、施設改善対策事業 10,272
管理諸費用等	89,257	管理諸費 15,861、水土里推進費 4,200、共同管理負担金 69,195、用地確定費 1
計	1,080,118	



令和2年3月13日 北海土地改良区 理事長室にて

## ～功績～

北海幹線用水路周辺の環境保全管理活動の一環として、植栽地への除草・草刈等を毎年数回実施している。又、この様な活動により北海道は、農業農村整備事業への地域貢献度の評価基準を策定、全道的に活動が広がっています。

第三区	第五区	選挙区	退任者
逢坂 耕平	大川 英樹		

令和2年3月3日 使用貸借 令和2年1月23日 使用貸借

この退任に伴い、定数一〇六名に対し、現員一〇四名（欠員二名）であります。

## 総代の動向

▼第18期総代において、左記の方が退任されました。永年地域農業並びに当区業務運営にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。



▽ 岩見沢第5分水区

佐藤 隆生 新区長  
(岩見沢市)

▽ 岩見沢第4分水区

長内 良一 新区長  
(岩見沢市)

## 新分水区長

岩見沢第5	岩見沢第4	分水区名
高橋直行	志賀野敏	退任者 平成28年（令和2年） 通算4年間

平成28年（令和2年）  
通算4年間

『おめでとうございます』

当区土地改良功労表彰及び  
当区永年勤続表彰

永年にわたり農業用水利施設の景観増進維持及び啓発活動において多大の貢献をいたしました団体に当区土地改良功労表彰、また当区職員の永年勤続表彰で次の方々が表彰されました。

## ○ 土地改良功労表彰【団体】

## ◇ 疏水ほつかい愛護連絡協議会

会長 及 川 聰 様

## ◎ 20年勤続

主事 永田哲也 (参事)	技師 板東達也 (技術部南幌事業所所長)
主事 渋谷誠 (総務部部長)	主事 西村勇二 (総務部総務課副主幹)
技師 永谷拓也 (技術部砂川事業所主査)	技師 菅井剛紀 (技術部南幌事業所副主幹)

## 当区永年勤続表彰

## ◎ 35年勤続

主事 永田哲也  
(参事)

▼分水区長の異動がありましたのでお知らせ致します。今般退任されました分水区長には、これまで改良区にお寄せいただきました数々のご厚情に対し深甚なる感謝を申し上げます。今回新たに選任されました方々には、前任者同様改良区業務運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 分水区長・支線組合長の動向

岩見沢第5	岩見沢第4	分水区名
高橋直行	志賀野敏	退任者 平成28年（令和2年） 通算4年間

平成28年（令和2年）  
通算4年間

支線組合名	退任者	新任者
光珠内	永谷聰志	仲河政博
中小屋	新林岩男	戸田憲一郎
豊里	瀬間島保昭	藤井幹彦
大願開拓	奥田司	高田康行
北村南第1	黒瀬能隆幸	小高松昭仁
北村南第2	田芳明	黒高哲也
北村南第3	佳記	居土修
北村南第4	橋哲郎	藤伊毅
北村南第5	岡敏明	藤佐藤愛佳



## 職員人事異動

### 退職

▼3月31日付（依願退職）

大友健一（総務部部長）

長谷川将也（技術部岩見沢事業所技師）  
奈井江町土地改良センターオークション

矢萩徹世（技術部基盤整備課技師）

高橋莉奈（技術部総務課）

▼3月31日付（臨時職員）

▼技術部砂川事業所所長  
館義治（いわみざわ土地改良推進事務所課長）

藤本丈丸（技術部南幌事業所所長）

▼技術部美唄事業所所長  
板東達也（技術部工務課主幹）

渡部哲也（技術部砂川事業所所長）

▼いわみざわ土地改良推進事務所所長  
中山勝（いわみざわ土地改良推進事務所所長）

▼総務部賦課調整課主幹

齊藤忠義（総務部賦課調整課副主幹）

四月一日異動発令

▼総務部部長  
渋谷誠（総務部次長）

▼技術部工務課課長  
高橋勝徳（技術部美唄事業所所長）

千葉司（技術部美唄事業所副主幹）

## ▼技術部 南幌事業所 主幹

本多正人（技術部 南幌事業所 副主幹）

## ▼技術部 工務課 副主幹

山田剛志（技術部 岩見沢事業所 副主幹）

## ▼総務部 総務課 副主幹

西村勇二（総務部 総務課 主査）

## ▼技術部 南幌事業所 副主幹

菅井剛紀（技術部 南幌事業所 主査）

## ▼総務部 総務課 主査

川崎慎也（総務部 総務課 主事）

## ▼技術部 工務課 主査

及川文博（技術部 工務課 技師）

## ▼技術部 基盤整備課 技師

奈井江町土地改良センター 出向

木原大樹（技術部 美唄事業所 技師）

## ▼技術部 基盤整備課 技師

南幌町農業農村整備事業推進本部 出向

小野優人（技術部 南幌事業所 技師）

## 新規職員採用

## 新規職員採用

令和2年4月一日付で新規採用となりました。  
どうぞよろしくお願い致します。

当区関係者において、左記の方々がご逝去されました。

ここに、生前中当区業務運営にご尽力賜りました事に深く感謝申し上げ謹んでご冥福をお祈り致します。

## ◎組合員

辰田孝信氏（岩見沢市）

岩見沢第2分水区  
令和2年4月27日逝去

小川貞義氏（岩見沢市）

岩見沢第9分水区  
令和2年6月9日逝去

おくやみ

佐藤藍斗  
(技術部 岩見沢事業所 技師補)

尾崎祐慶

(技術部 南幌事業所 技師補)

## 臨時職員採用

## ▼総務部 総務課

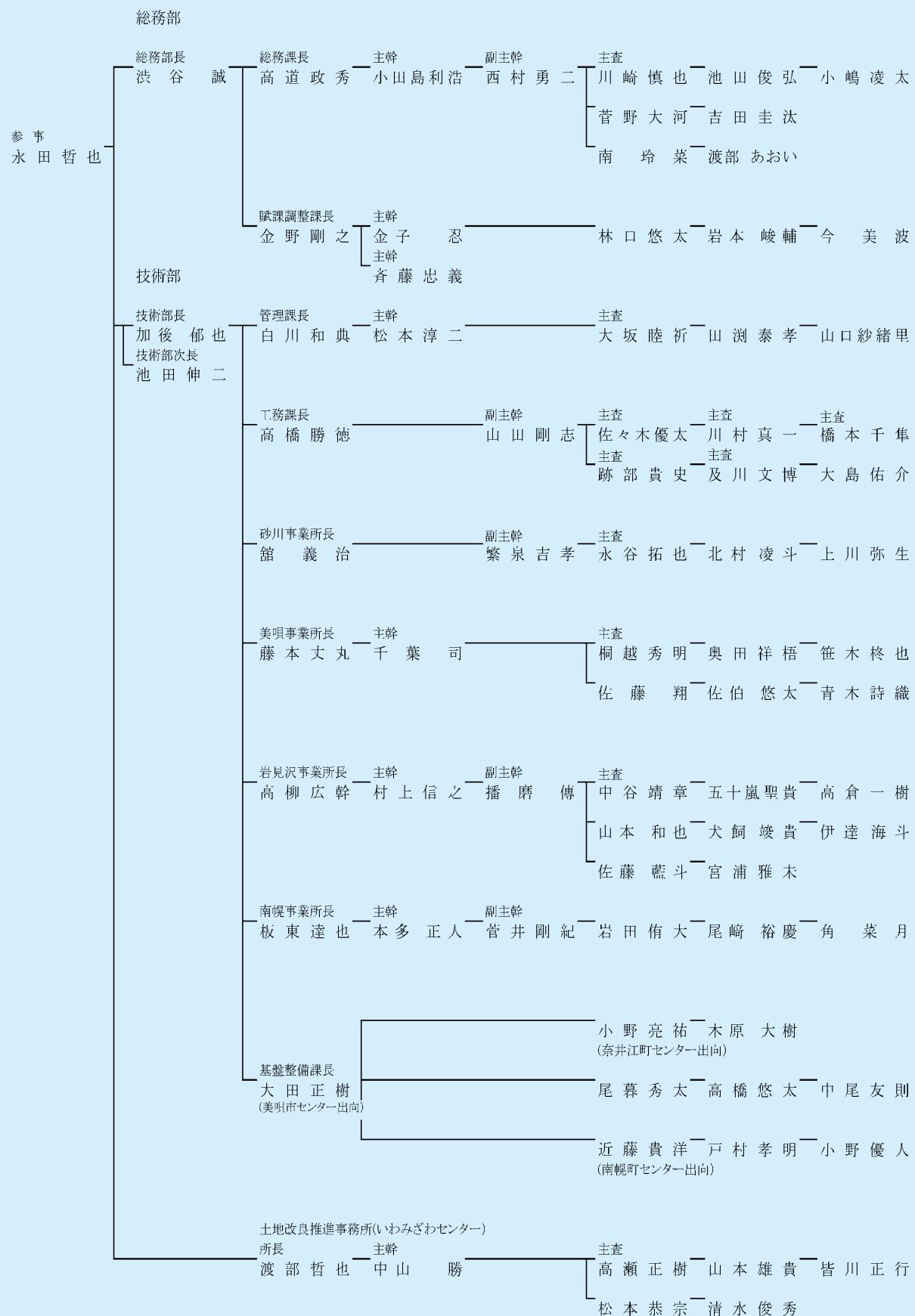
渡部あおい（4月1日）

## ▼技術部 南幌事業所

角菜月（4月1日）



# 業務執行体制 (令和2年4月1日現在)



## 北海幹線用水路ウォーキング中止のお知らせ

今年も夏の開催に向けて協議を重ね、準備を進めてまいりましたが、現在の新型コロナウィルスの感染情勢と、現時点での収束の見通しがたっていないことを鑑み、大勢の参加者になるということで健康・安全面を第一に考慮した結果、ウォーキングを中止することにいたしました。

ウォーキングを楽しみにされていた皆さんには誠に申し訳ありません。

どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

ウォーキング事務局

## 節水と節電にご協力を

近年の電力料金の値上げの影響で、揚水機場を主とする当区施設の電力料及び維持管理費も増嵩しております。

本年度も皆様のご協力を頂きながら万全な体制を整え利水調整を行ってまいりますので、引き続き節水と節電にご協力お願い申し上げます。

### 《面積が変わった場合には必ず届け出を》

農地が減ったり増えたりした時や、耕作者が変わった時はすぐ土地改良区に届出（名義及び地目変更又は地区除外の手続き）をして下さい。

届出がない場合は、そのまま賦課されますので、農業委員会、農業協同組合、共済等に手続きを行った際は、**必ず土地改良区にも届出をお願い致します。**

尚、いずれも農業委員会の書面、分筆図等の書類と印鑑を持参の上、届出をして下さい。

ほ場整備事業等償還金のある土地を売買する場合、繰上償還して頂きますので、ご相談ください。（変更の手続きは、賦課調整課・各事業所まで）

### ※賦課金を滞納した土地の取得にはご注意を！

滞納している土地を購入すると、取得された方がその土地の滞納金を支払うことになります。  
(土地改良法 42 条：権利義務の承認) 権利義務の承認とは、土地に有した事業に関する権利（水使用）と義務（賦課金納入）を引き継ぐことです。従って、購入する際に土地代を決める場合は事前に当改良区に滞納の有無を必ず確認して下さい。



## 用水路への転落事故防止について

今年も四月下旬から八月下旬まで当区の用水路には、たくさんの水が流れ、幼児・児童にとっては大変危険な時期となります。

昨年は、皆様のご協力により事故はありませんでしたが、今年も空知総合振興局と連携をとりながらの広報車による啓発、ポスターの掲示、パンフレットの配布、防護柵、看板等の

整備、設置を行い転落事故を未然に防ぐべく活動を行つて参りますので、組合員の皆様におきましても幼児・児童が用水路の付近で遊んでもるところを見かけましたら一言「あぶないよ」と声をかけていただきたくご協力願います。

### ★今年の主な活動

ポスター	一六五枚	掲示
パンフレット	五五〇〇枚	配布
救難用ロープ	一九九ヶ所	設置

## ☆用水路、排水路及び用地内にゴミ等を捨てないで！

五月の通水開始にあたり、用水路の整備

点検を毎年行つておりますが、用水路の中は例年のごとく家庭用のゴミ、稻株、空き缶等や大型ゴミが投棄されている状況にあります。尚、揚水機場・各取水施設等も同様です。

これが原因で通水に支障をきたすばかりでなく小さなお子さんには遊び場所にもなり大変危険ですので、ゴミ、稻株等は所定の場所にお願い致します。

## ☆灯油等の油脂類の漏油にご注意ください！

### 漏油にご注意ください！

近年、融雪時期及びかんがい期間中の用水路への漏油流入事故が相次いでいます。原因箇所の特定、処理に長い時間を要し消防・行政・改良区が苦慮している状況です。原因者が特定された場合には高額な処理費用が発生します。

組合員の皆様におかれましては、ご自宅周辺に設置されている灯油タンク、農機具用の燃料タンク等の配管の点検、及び廃油等の処理には十分にご注意ください。